

平成26年第3回平群町議会

定例会会議録（第4号）

招 集 年 月 日	平成26年6月20日
招 集 の 場 所	平群町議会議場
開 会 （ 開 議 ）	6月20日午後2時2分宣告（第4日）
出 席 議 員	<p>1 番 井 戸 太 郎 2 番 戎 井 政 弘</p> <p>3 番 奥 田 幸 男 4 番 森 田 勝</p> <p>5 番 植 田 い ず み 6 番 山 口 昌 亮</p> <p>7 番 高 幣 幸 生 8 番 窪 和 子</p> <p>9 番 山 田 仁 樹 1 0 番 下 中 一 郎</p> <p>1 1 番 繁 田 智 子 1 2 番 馬 本 隆 夫</p>
欠 席 議 員	な し
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	<p>町 長 岩 崎 万 勉</p> <p>副 町 長 山 中 淳 史</p> <p>教 育 長 森 井 惠 治</p> <p>会 計 管 理 者 瓜 生 浩 章</p> <p>理事（政策推進課長） 大 浦 孝 夫</p> <p>理事（総務防災課長） 今 村 雅 勇</p> <p>理事（都市建設課長） 植 田 充 彦</p> <p>理事（教育委員会総務課長） 西 本 勉</p> <p>税 務 課 長 経 堂 裕 士</p> <p>住 民 生 活 課 長 城 光 良</p> <p>健 康 保 険 課 長 上 田 武 司</p> <p>福 祉 課 長 塚 本 敏 孝</p> <p>上 下 水 道 課 長 島 野 千 洋</p> <p>観 光 産 業 課 主 幹 寺 口 浩 代</p>
本会議に職務の ため出席した者 の職氏名	<p>議 会 事 務 局 長 西 脇 洋 貴</p> <p>主 幹 田 中 裕 美</p> <p>主 任 竹 村 恵</p>
議 員 提 出 議 案 の 題 目	<p>発議第5号 子ども医療費助成制度の充実を求める意見書 （案）</p> <p>発議第6号 子どもの医療費助成制度を通院も含め中学卒業までに拡充するとともに、窓口負担等を無くすことを求める意見書（案）</p>

<p>議員提出議案 の 題 目</p>	<p>発議第7号 子ども医療費助成を現物給付により行った場合の国民健康保険国庫負担金減額措置の廃止を求める意見書（案）</p> <p>発議第8号 地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書（案）</p>
<p>議事日程</p>	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>

平成 26 年 第 3 回 (6 月)
平群町議会定例会議事日程 (第 4 号)

平成 26 年 6 月 20 日 (金)
午後 2 時 開 議

- 日程第 1 発議第 5 号 子ども医療費助成制度の充実を求める意見書 (案)
- 日程第 2 発議第 6 号 子どもの医療費助成制度を通院も含め中学卒業までに
拡充するとともに、窓口負担等を無くすことを求める
意見書 (案)
- 日程第 3 発議第 7 号 子ども医療費助成を現物給付により行った場合の国民
健康保険国庫負担金減額措置の廃止を求める意見書
(案)
- 日程第 4 発議第 8 号 地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた
支援を求める意見書 (案)
- 日程第 5 委員会の閉会中の継続調査の件

再 開 （午後 2 時 0 2 分）

○議 長

皆さん、こんにちは。

町長より、観光産業課、寺口課長が事情により本日の会議に欠席する旨の通知を受けましたので、報告いたします。観光産業課長が欠席のため、観光産業課寺口主幹が会議に出席されます。

再開する前に、先日、公平委員会委員の選任同意をいただきました浦野育三様が御挨拶に参っておられますので、お受けしたいと思います。

○公平委員会委員（浦野育三）

皆さん、こんにちは。

ただいま御紹介いただいたという形で、浦野育三でございます。このたび、重要な責務であります公平委員会の委員に皆様の御同意を得まして、引き続いて就任させていただきます。浅学非才な私でございますが、職員と町とのそれぞれの公平な立場で真摯に誠実に、この公平委員の職務を遂行してまいりたいと思います。今後とも、何とぞ皆様方の御指導、御協力をお願いいたしまして、簡単でございますが、御挨拶にかえさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。（拍手）

○議 長

どうもありがとうございました。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、平成26年平群町議会第3回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりであります。よって、日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 発議第5号 子ども医療費助成制度の充実を求める意見書（案）を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは、朗読いたします。

発議第5号

子ども医療費助成制度の充実を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定によ

り提出する。

平成26年6月20日

提出者 繁 田 智 子

賛成者 戎 井 政 弘

〃 高 幣 幸 生

〃 窪 和 子

〃 下 中 一 郎

〃 馬 本 隆 夫

子ども医療費助成制度の充実を求める意見書（案）

奈良県では今年度から子どもの医療費に対する助成制度を改正して、中学校卒業までを対象に、入院費用を無料化することになりました。従来の0歳から就学前までの入院・通院費用の助成と合わせると、今年度予算ベースで8億300万円が計上されています。

少子化になかなか歯止めをかけられない昨今、若い世代が経済的な心配をせずに、安心して子どもを産み育てられる環境づくりは国や地方自治体の責務です。その一環として、県下の多くの市町村では公的医療制度を補完する制度として、子ども医療費の助成制度を実施しています。

しかし、市町村間で制度が異なっているため、住む地域によってサービスの内容に格差が生じているのも事実です。どの地域に住んでいても、子どもが病気にかかった時に、医療費の心配をすることなく、診察を受けることができる制度を作ってほしいというのは、子育て家庭の切実な願いです。

奈良県の子どもたちが健やかに育つことができるように、県におかれましては今後さらに子ども医療費助成制度の充実を図っていただくよう、下記の事項を強く要望します。

記

- 1 義務教育終了時までの通院も助成対象とすること
- 2 所得制限および一部負担金を撤廃すること
- 3 現物支給を行った場合の国民健康保険の国庫負担金の「減額措置」に対して廃止するよう働きかけていただくこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上でございます。

○議 長

提出者の趣旨説明を求めます。繁田君。

○11番

それでは、趣旨説明をさせていただきます。

ただいま局長のほうから朗読をしていただきましたように、奈良県では、平成26年度4月1日から、子どもに対する医療費の一部を助成する、この助成内容を改正をされまして、従来、ゼロ歳から就学前までの入・通院費の助成だけだったものが、新たに小学生、中学生の入院費用も対象にするということになりました。ただ、入院費用だけでなく、やはり通院費用も助成の対象にさせていただくことが保護者に対する負担の軽減措置になりますし、子どもたちが病気にかかりやすい、抵抗力の少ない子どもたちが万一病気になった場合に、保護者が安心して医療機関に子どもを連れていけるような、そういうことをきっちり制度として確立をしていただきたいという趣旨で本意見書を提出させていただきます。

なお、要望事項は3点にわたって明記をさせていただきました。ただいま申し上げますように、義務教育終了まで通院も助成対象にさせていただきたいこと。それから、所得制限や一部負担金を撤廃していただくこと。それから、現在、奈良県で行われております自動償還払いの制度なんですけれども、これを現物給付という形で行った場合に、国のほうから国民健康保険の国庫負担分減額措置が現在行われております。この国の措置に対しては直ちに撤廃をしていただくよう、県としても強く働きかけていただきたいという3点でございます。

皆様方の御理解と御賛同を得まして、意見書採択していただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。
続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。
これより発議第5号について採決を行います。
本案については、原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付するこ

とにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決し、関係行政庁へ送付することに決しました。

続きまして

日程第2 発議第6号 子ども医療費助成制度を通院も含め中学卒業までに拡充するとともに、窓口負担等を無くすことを求める意見書（案）

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。はい、局長。

○局長

それでは、朗読いたします。

発議第6号

子どもの医療費助成制度を通院も含め中学卒業までに拡充するとともに、窓口負担等を無くすことを求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

平成26年6月20日

提出者 植田 いずみ

賛成者 山口 昌亮

子どもの医療費助成制度を通院も含め中学卒業までに拡充するとともに、窓口負担等を無くすことを求める意見書（案）

少子高齢化社会からの脱却が喫緊の課題となって久しいが、いまだに少子高齢化を食い止める状況には至っていない。こうした状況は、「非正規労働で先行きが見えない」「結婚したくとも経済的にできる状況にない」など、若い世代の生活環境が一段と厳しさを増していることが大きな原因となっている。

子育て世代が、安心して暮らせる社会の構築が求められるが、特に医療にかかる費用負担の軽減が急がれている。

「給料日前に子どもが熱を出し、具合の悪い子どもを連れて銀行に行ってからお医者さんに連れて行くのは大変」「他府県では、窓口での医療費負担がないで病院に行けたのに…」など、窓口負担のない医療費の助成制度の創設は、子育て世代の切実な願いとなっている。

現在、奈良県では、医療費負担分をいったん窓口で支払い、一部負担金をのぞいて、後日、預金口座に振り込まれる「自動償還払い」の制度となっている。所得の低い子育て世代にとって、窓口でいったん立て替えて支払わなければならないことは大きな負担となっており、受診をためらうことにもなっている。

全国では、すでに36都府県で窓口負担なしで受診することができ、近畿では奈良県以外のすべての府県が窓口負担なしの医療費助成制度となっている。

少子高齢化社会からの脱却に向けた様々な取り組みが求められるが、時代をなう子ども達の健やかな成長を願う上でも、子育て世代を応援するためにも、現行の医療費助成制度の拡充を進めるとともに、窓口負担のない医療費助成制度を速やかに創設されることを強く要望する。

記

- 1 奈良県として、通院にかかる医療費についても中学校卒業まで助成すること。
- 2 奈良県として、窓口負担のない助成制度とされること。
- 3 奈良県として、所得制限及び一部負担金を撤廃すること。
- 4 窓口負担のない子どもの医療費助成制度を、国の施策として制度化するよう国に働きかけていただくこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。

○議 長

提出者の趣旨説明を求めます。植田君。

○5 番

いま、局長のほうから朗読してもらいましたが、少子化が叫ばれて久しい状況が続く中で、子育て世代からは子どもの医療費負担の軽減が強く求められています。また、それとあわせて、私も地域を回る中で、窓口負担をなくしてほしいという声が本当に多く聞かれています。県は今年度から、入院のみ、中学校卒業までの無料化ということを実施をされましたが、アレルギーや慢性疾患等、入院には至らないまでも、検査等で多額の負担がかかる、家計に与える子どもの医療費の負担が大変大きい、子育て世代にとっては大きな負担となっている、こういう声もたくさんお聞きをしています。

我がまちにとっても、県が拡充することで、26年度の試算で言えば、約1,200万円軽減されることとなります。また、窓口負担をなくすために、国によるペナルティーを廃止させることはもとより、とりわけ近畿で奈良県のみがいまだにそうになっていないことは、早期受診により重症化が防止され、結果的には医療費の抑制につながっている、これは群馬県の報告なんです、そうい

うことも聞かれています。そういう意味では、県として、全国の約8割近い都府県に広がっています現物給付の早急な実現が求められることや、最後に、記の4つ目に書かせてもらってます少子化対策自身、本来、国の施策として位置づけられることが必要だということ等から、今回の意見書を提出をさせていただきました。

先の発議第5号とも若干ダブるところはあると思うんですけども、こちらの意見書のほうにも皆さんの御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

続いて、これより討論に入ります。高幣君。

○7番

子どもの医療費助成制度を通院も含め中学卒業まで拡充するとともに、窓口負担等を無くすことを求める意見書について、反対の立場で討論させていただきます。

先の繁田議員提出の意見書とほぼ同一趣旨であり、既に可決されました。その賛成議員の立場でもありましたので、考えさせていただきました。

なお、本提案書では、奈良県に対して現物給付を求められているようですが、このことに関しては、国の問題ではと考えるのが適切ではとっております。しかし、それ以外はほぼ同一趣旨の意見書であり、不要と判断し、反対をさせていただきます。

○議長

山口君。

○6番

いま、反対討論あったわけですけども、反対の理由が同趣旨ということと、1点違う点が相容れないというようなことだと思うんですけども、一つペナルティーの問題については、これは私事になるんですけども、1998年か1999年の国会の予算委員会で、私が秘書をしておりましたときの衆議院議員の辻第一衆議院議員がですね、このペナルティーの問題で、当時は厚生労働省にな

ってたか、厚生省だけだったか、ちょっと定かではありませんが、国会で、予算委員会の分科会で質問したことがあるんです。そのときから、国はあんまりやる気はないんですけれども、ただ、先ほど提案者のほうから説明がありましたように、このペナルティーというのは奈良県で、当時、奈良県も昔は窓口で現物給付してた時代があってですね、そのときに大体8億円ぐらい国からのペナルティーがあったというふうに聞いています。金額は確かに大きいんです。しかしですね、いま、提出者からもあったように、群馬県を初め、多くの都道府県で、国がペナルティーをかけても、なおかつ現物給付することによって重症化を防ぐというような例がですね、群馬県の知事なんかは公然ととなえてですね、国のほうにやるように、いろんな形で要望を上げられているというふうに聞いています。

そういう点から言えばですね、いま、反対の討論の中で言われたことはですね、全く国の問題っておっしゃるけれども、現に市町村単独で窓口負担なくしてるところだってあるわけです。ましてや、都道府県単位でなくしてるところがもう大半になってる中でですね、国の問題だから関係ないんだ。それだったら、さっきの意見書に賛成するのも、私はいかがなもんかなと思う。

基本的には、子どもが健やかに育つために、医療費の無料化と同時に、その窓口の現物給付をなくすことこそがですね、よりさらに子どもを健全に育てる医療制度としてですね、自治体に課せられた役割だというふうに思うんです。そういう意見をおっしゃるんだったら、さっきの意見書にも私は反対すべきだというふうに思うわけですね、そういう趣旨から、この意見書に対しては賛成をいたします。

以上です。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより発議第6号について採決を行います。

本案については、原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手少数であります。本案については否決されました。

続きまして

日程第3 発議第7号 子ども医療費助成を現物給付により行った場合の国民健康保険国庫負担金減額措置の廃止を求める意見書（案）

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは朗読いたします。

発議第7号

子ども医療費助成を現物給付により行った場合の国民健康保険国庫負担金減額措置の廃止を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

平成26年6月20日

提出者 繁田智子

賛成者 戎井政弘

〃 高幣幸生

〃 窪和子

〃 下中一郎

〃 馬本隆夫

子ども医療費助成を現物給付により行った場合の国民健康保険国庫負担金減額措置の廃止を求める意見書（案）

平成15年、国は少子化社会対策基本法を制定し、人口増加を図るべく基本的な指針を示してきました。地方自治体もまた「安心して子どもを産み育てられる環境づくりのための」独自の施策を講じています。その顕著な例が子ども医療費に対する助成制度であります。

厚生労働省の統計によると平成24年度4月現在で、助成制度を実施している都道府県は47、市区町村では1742例あるように、すべての自治体で実施されているのが現状です。しかし、内容や助成対象年齢、また所得制限の有無、一部自己負担の有無については自治体によりかなりの格差が認められます。

現状のように、子どもの医療費負担が地方自治体によって異なること自体、速やかに是正されなければならない問題ですが、とりわけ経済的に安定してい

ない若い子育て世代にとって深刻な問題となっているのは、窓口払いによる負担感の重さ、不安感の増大です。自己負担分を一旦窓口で支払い、償還払いにより返還されるという方式よりも、窓口負担のない「現物給付」方式こそが、子育て支援の有効な方策です。

しかし、現物給付に対して国は「国民健康保険法等の規定を逸脱するもの」として、国民健康保険の国庫負担分を減額しています。このために現物給付に踏み切れない地方自治体もあることから、「自立と分散で日本を変えるふるさと知事ネットワーク」は平成25年7月30日、政策提言の中で「小児等に対して現物給付による医療費助成を行った場合の国民健康保険の国庫負担金の減額措置を廃止する」よう求めています。

国におかれましては、少子化社会対策基本法前文にあるように「子どもが等しく心身ともに健やかに育ち、子どもを生み育てる者が真に誇りと喜びを感じることができる社会を実現する」ために、早急に下記の事項を実施されるよう強く求めます。

記

一、子ども医療費助成を現物給付で行った場合の、国民健康保険国庫負担金の減額措置を直ちに廃止すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上でございます。

○議 長

提出者の趣旨説明を求めます。繁田君。

○11番

子ども医療費助成を現物給付により行った場合の国民健康保険国庫負担金減額措置の廃止を求める意見書を提出いたしました。これにつきましては、奈良県の健康福祉部保険指導課のほうに若干問い合わせをして、見解を示していただいております。

先ほど来、山口議員のほうからも御意見がありました現物給付をした場合、実際、奈良県ではどれだけの減額措置を受けるかという見込みなんですけれども、非常に複雑なシステムになってまして、はっきりこっだけ増えたからこれだけ減らすというんじゃなくて、国庫負担金を計算する場合の数式というか、計数が変わってくることによってこれだけの金額が出てくるんですよという前置きがあつての説明だったんですけれども、乳幼児、心身障害者、一人親家庭、いわゆるその福祉医療費全体で約3億円の国庫負担金の減額が奈良県では見込まれているという御回答でありました。この3億が多いのか少ないのか、あるいはこれを誰が負担すべきなのかという問題、当然あるわけなんですけれども、本

来的に言えば、国民の命と財産は国がまず守るべき仕事であります。

各都道府県によって対応が異なっている、ばらばらであるということ自体、速やかに改正されなければならないと思いますし、奈良県知事であります荒井正吾知事、この方がメンバーの1人として入っておられます、本文にもありました、自立と分散で日本を変えるふるさと知事ネットワークでは、奈良県知事以外にも青森県、山形県、福井、山梨、長野、島根、高知、熊本、途中から参入されておりますが、石川、鳥取、三重、宮崎県各知事がこのネットワークに参画をされていまして、平成25年、昨年7月30日で新たな国づくりのための政策提案の中の一つとして、小児等に対して現物給付による医療費助成を行った場合の国民健康保険の国庫負担金の減額措置を廃止すること、先ほど申し上げました知事の連名で国に対して求めておられます。私たちも、奈良県自体で実施していただくというよりも、国がこういう減額措置自体を直ちに廃止をして、子どもの医療費の心配することなく保護者が通院、入院できるような環境づくりが本当の意味での子育て支援として必要ではないかというふうに考えております。

皆様方の御賛同を得まして、全会一致で御採択いただきますようお願いいたします。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

続いて、これより討論に入ります。山口君。

○6番

この意見書については、賛成はいたします。しかし、先ほど来のですね、議論の中で、当然国が全てをやってくれるのは一番いいことなんです。それはそのとおりです。しかしですね、医療費の無料化にしても、奈良県の中でもいろいろこぼこがあるようにですね、できるだけ多くの自治体ができるようになる中で、最後に国を動かした事例もあるわけですから、当然ですね、いま、奈良県ではなく全国でって、こうおっしゃるんだけれども、医療無料化の年齢のでこぼこ同時にですね、この窓口の現物給付についても、早くからやってる群馬県など、全国的にも近畿でも、無料化の年齢の違いはあってもですね、現物給付をやってるということですから、奈良県単独でやるということですね、先

にやって、なおかつ国に要望していくというのが私は大事だというふうに思うんです。

そのことは一言申し上げた上でですね、賛成いたします。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより発議第7号について採決を行います。

本案については、原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決し、関係行政庁へ送付することに決しました。

続きまして

日程第4 発議第8号 地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書（案）

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

発議第8号

地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

平成26年6月20日

提出者 窪 和 子

賛成者 高 幣 幸 生

地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書（案）

現在、本年度の診療報酬改定や国会における「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」（地域医療介護総合確保法案）の議論により、改めて地域包括ケアシステムの構築がクローズアップされているところです。

全国の自治体では、平成27年度からの第6期介護保険事業計画の策定に向けて、いわゆる2025年の姿を展望しながら、増高する保険料などに苦慮しながら取り組みを行っているところです。

については、社会保障・税一体改革の円滑な進行のために、本年4月から引き上げられた消費税財源を的確に活用しながら、全国の自治体のそれぞれの実情に応じて、国の積極的な支援を図るよう、下記のとおり要望します。

記

- 1 医療・介護・福祉の良質な人材を確保するため国家戦略として抜本的な対策を講じること。特に介護人材については、2025年に向けてさらに100万人のマンパワーが必要とされており、次期介護報酬改定に向けて的確な対応を行うこと。

また、外国人材の活用が議論されているが、現在の介護人材の社会的評価に与える影響を十分考慮し、慎重な議論を行うこと。

- 2 今回の診療報酬改定について、在宅訪問診療に係る改定が行われたが、市区町村の現場において集合住宅などへの訪問診療が大きな影響を受けることも想定されるため、改定の影響について実態調査を行い、適切な対応を行うこと。
- 3 地方自治法の改正により創設される連携協約制度の活用など、広域行政上の取り組み事例の周知など、市区町村への適切な情報提供に努めること。
- 4 社会保障・税一体改革の趣旨に添い、平成26年度に引き続き、消費税を財源とする財政支援制度を拡充すること。また、本年度の基金については趣旨に添い、適切な配分に留意すること。
- 5 特養待機者52万人という数字が発表されたが、特養入所者の重点化に伴い、自立した生活を送ることが困難な低所得・低資産の要介護高齢者の地域における受け皿づくりについて、市区町村への支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上でございます。

○議 長

提出者の趣旨説明を求めます。窪君。

○8 番

地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書

(案)に対する趣旨説明をさせていただきます。

ただいま事務局長に朗読をしていただきましたが、いわゆる団塊の世代の皆さんが75歳以上となる2025年を見据え、高齢者が安心して住みなれた地域で医療、介護、生活支援などのサービスが一体で受けられる地域包括ケアシステムの実現に向け、いよいよ取り組みを本格化させるため、全国の自治体では平成27年度からの第6期介護保険事業計画の策定に向けて取り組みを行っているところであります。同システム構築へ国の財政支援制度などを活用し、各地域の実情を踏まえたシステムをどう具体化するか、自治体の取り組みが焦点となります。ついては、医療・介護・福祉の良質な人材を確保するため、国家戦略として抜本的な対策を講じるなど、自治体のそれぞれの実情に応じて国の積極的な支援を図るよう求める意見書であります。

以上、簡単ではございますが、趣旨説明とさせていただきます。

どうか皆様には御賛同いただきますよう、よろしく願いをいたします。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

続いて、これより討論に入ります。植田君。

○5番

この意見書については、反対の立場で討論させていただきます。

冒頭に掲げています地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案は、いわゆる要支援者の訪問、あるいは通所介護を保険給付から外して市町村の地域資源事業に置きかえ、利用料は2割への引き上げ。この問題については、参議院の厚生労働委員会で日本共産党の小池委員の追及によって、介護保険2割負担の根拠としてきたデータが誤りだったとして撤回するなど、前代未聞の事態を招きました。また、そのほかにも、特養ホームの入所を要介護3以上への限定、あるいは低収入の方の介護施設入所に対する補足給付の縮小、医療分野では病床の再編・削減を進め、従わない場合は病院名の公表、補助金の除外など、制裁措置を課すとされています。

聞くとところによりますと、この対象となるのが、患者7人に対して看護師1人、ある意味、手厚い看護をされてる病院がそのターゲットにされるというふうなことになります。そういう意味では、介護や医療の分野で介護難民、ある

いは医療難民を生み出す、また制度の根幹を揺るがす大改悪が、18日ですか、自民党・公明党、与党によって強行可決をされました。

今回の意見書は、大幅な医療・介護の後退、国民負担の増大を招く医療介護法を前提に若干の改善をお願いする程度のものであり、到底容認できるものではありません。また、記3では、「地方自治法改正により創設される連携協約の活用など、広域行政上の取り組み事例の周知など、市区町村への適切な情報提供に努めること」とありますが、連携協約の内容は道州制を持ち込もうとする動きと並行して実質的な自治体合併への道を開くこと、すなわち地方自治を狭めることを意図しています。

その上、医療、介護、福祉、いわゆる社会保障に消費税を全て充てると宣伝して、この4月から消費税引き上げを強行しました。しかし、引き上げに伴う消費税増税分8兆円のうち、6.5兆円は大企業減税に回すことが判明しています。このような国家的な詐欺を推し進めようとするを前提に、若干の手直しをすることでお茶を濁そうとする意見書の中身であるため、またそもそも、意見書の提出段階においては、成立もしていない法案について、成立したことを前提にした意見書を出されること自体に非常に違和感を感じざるを得ません。

以上のことから、この意見書については反対をいたします。

以上です。

○議長

ほかにございませんか。高幣君。

○7番

賛成の立場で討論をさせていただきます。

地域包括システムの構築のための支援を求める意見書については、日本及び平群を含む地域とも高齢化社会に突入する時代であります。介護必要の構築は、介護必要人口の増加している現状ではもちろん重要なことでもあります。さらに先を考えると、2025年、2050年予測等を考えると、介護支援人材の不足をする苦境はとまるものではないと考えられます。いま、第6期計画に向けては、ますます国の積極的な支援が必要になってきております。財政支援はもちろんのこと、広域の取り組み強化が求められている現状であります。よって、国の支援強化と広域を考え、連携の強化を求める本意見書について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

○議長

ほかにございませんか。繁田君。

○11番

一言意見を申し述べて賛成をしたいと思います。

先ほど、植田議員のほうから、地域包括ケアシステムについては、るる問題を指摘をされました。私も同じように感じている1人であります。介護保険の制度改正については、いつでしたか、平群町議会でも意見書が出されまして、そのときに申し述べたんですけれども、要支援1、2を介護保険制度から切り離して、市町村での事業に移行させるという、これは非常に危険なことであると私も感じています。それで、過般の一般質問でも、この点については平群町はどのように取り組まれるのかということをごささせていただきました。まだ広域7町で協議を進めていくと、7町間で格差が出ないように協議を進めていくという御答弁に現時点ではとどまっていますけれども、それはしっかり広域圏で議論をしていただいて、要支援1、2の方が不利益を被らないようにきちんと対応していただきたいというふうに思っています。

また、年金280万円以上の方は自己負担が2割に引き上がるということで、これも大きな問題だと思います。いま、安心して介護保険サービスを受けておられる方が、一々サービスを使うたびに自分の財布の中身の心配をしなければならない、そういう事態を引き起こしかねないような制度改革ですから、これ自体もやはり非常に大きな問題を含んでいると思います。

ただ、国会で地域医療介護推進法が成立をいたしましたので、これはおそらくスタートすることになると思うんですが、その中で、私たちは現場の市町村からですね、国のほうに対して、改革された中身を検証して、改革された中身が本当に正しいのかどうかということをやはり国に対しても見直しをかせせていくような、そういうアクションをとらなければならないというふうに思っております。

実際にやっぱり消費税が引き上げされて、これは福祉目的ということで、大前提にされているわけですから、それを正しく措置をするようにということを求めるこの意見書の内容は、基本的には間違っていないと思いますので、賛成をしたいと思います。

以上です。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより発議第8号について採決を行います。

本案については、原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手多数であります。よって、本案については原案どおり可決し、関係行政庁へ送付することに決しました。

日程第5 委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りいたしました閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された事件については全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

町長、閉会に当たり、御挨拶をお願いします。町長。

○町長

お疲れさまでございました。

ことしの梅雨も昨年同様、空梅雨の様相でございます。平群町で特に心配されるのは、ゲリラ豪雨などによる土砂災害ではないかと思っております。昨年は、幸いにして大きな災害はございませんでしたが、油断はできません。その他の災害も含めまして、緊張感を持って防災減災に取り組んでまいります。

さて、議員各位におかれましては、本議会中、熱心な御審議をいただきまして、上程させていただきました全ての案件を御了承いただき、まことにありがとうございます。

財政は、平成25年度におきまして、何とか黒字を維持することができたわけでございますが、非常に厳しい状況でございました。詳細につきましては、

9月議会で御報告申し上げ、議員各位の御批評もいただきたいと思っております。
ところでございます。

今後におきましても、住民サービスの基礎であります財政基盤の強化に向けまして、最大限の努力をしてみたいと思っております。

本年4月に策定いたしました第2次平群町行財政改革大綱指針といたしまして、財政指標などを注視しながら、PDCAサイクルに基づき、常に改善努力を重ねていきたいと考えております。同時に、現在進めております平群町第5次総合計画に基づくまちのさまざまな活性化策によりまして、元気なまちを築き上げ、税収の確保を図ってまいります。この二つの大きな方針を推進していき、高齢者から子どもまでが安心して暮らせるまちの実現に努めてまいりたいと思っております。

議員各位のより一層の御協力をお願い申し上げ、閉会の御挨拶といたします。
ありがとうございました。

○議長

これをもって平成26年平群町議会第3回定例会を閉会します。

(ブー)

閉 会 (午後 2時43分)